

第 3 次島根県男女共同参画計画（現行計画）の総括（令和 2 年 1 0 月時点）

基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革

男女共同参画社会の実現を妨げる社会のしきたりや慣習などについて、社会的な合意を得ながら見直していくために、男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着に努める。

【重点目標・施策の方向性】

重点目標 1 地域における慣行の見直しと意識の改革

1. 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開
2. 男性や若者にとっての男女共同参画の推進
3. 男女共同参画に関する情報の収集・提供

重点目標 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進
2. 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進

	目標項目	計画策定時の 現状値 (H27)	現状値	目標値
1	男女の地位が平等だと思う人の割合	33%	33.6% (R 元)	40% (R 元)
2	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	72%	77.2% (R 元)	80% (R 元)

1. これまでの取組と成果

【重点目標 1】地域における慣行の見直しと意識の改革

- 地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、あすてらすのセミナーや各種研修の実施等を通じて、県民の男女共同参画に関する意識啓発に取り組んだ。
 - ・若者向け事業 R28～R 元 2,406 名
 - ・地域向け事業 H28～R 元 649 名
- 6 月の男女共同参画推進月間には、県庁玄関ロビーや県民会館においてパネル展示等を行い、県民への普及啓発を図った。また、令和元年度には、月間に合わせて、男女共同参画を身近に感じてもらえる男女共同参画キャッチコピーの募集を行った。
 - ・男女共同参画キャッチコピー応募作品数：146 作品
- 平成 24 年度に県内各学校に配布した「デートDV 予防教育プログラム」の利用促進を図るため、教職員等を対象に本プログラムの実践者研修を実施した。中学、高校、専門学校からの要請により、デートDV の出前講座を行い、性的役割分担にとらわれない、お互いを尊重し、対等な関係を築くことについて学ぶ機会を提供した。また、若年層向けのリーフレットを作成し、県内全ての中学校・高等学校等に配布した。
 - ・デートDV 予防教育実践者研修（※H30 年度より実施）H30～R 元 54 名
 - ・デートDV 出前講座 H28～R 元 18 校
- 学校に医師などの専門家を派遣し、研修会、職員会、講演会等や相談を通して、心の健康や性に関する指導など健康課題の解決を図るとともに、児童生徒に、将来にわたって、パートナーへの暴力行為を防止するためにDV やデートDV の予防啓発をした。
 - ・専門医等を派遣し、講演会を実施した学校数 62 校 (R 元年度)

- 令和元年度には、「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」及び「企業向けアンケート」を実施した。
 - ・「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」
調査票本数：2,000人　うち有効回収数：896人
 - ・「企業向けアンケート」
調査票本数：1,000社（経営者向け1、男性社員向け1、女性社員向け1）
うち有効回収数：経営者向け364人、男性社員332人、女性社員401人
- 県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定への参画状況の調査結果について、年に1回年次報告として取りまとめ、公表を行った。

【重点目標2】男女共同参画に関する教育・学習の推進

- 性別の違いなく、誰とでも支え合いながら生活できる幼児の育成実践が進むよう、新規採用幼稚園教諭研修、中堅教諭等資質向上研修及び集合型研修の実施を通じて、教員の男女共同参画に関する意識啓発に取り組んだ。平成30年4月に島根県幼児教育センターを設置しており、研修の一層の充実を図った。
- 小学校家庭科教育講座、中・高等学校家庭科教育講座、中学校免許外教科担任・非常勤講師実技教科研修（家庭科）を実施した。その中で、現代社会の多様な課題に立ち向かう子どもたちの、問題解決能力や意思決定能力を育成する授業づくりを中心とした講義・演習を行った。
- 学校での教科指導（道徳、社会科・公民科、家庭科）を通じて、男女が共同して社会に参加することの重要性について触れることで、子どもたちの男女共同参画に対する理解が深まった。
- 人権同和教育課が関わる各種研修、講座、協議会等においては「進路保障」を柱とした人権教育の周知理解を図っている。人権に関する知的理解と人権感覚の向上を目指す中で男女共同参画、デートDVなどの女性の人権課題も取り上げている。また、令和元年度の人権教育推進状況調査から、人権学習（児童生徒が学ぶ）において「女性の人権」を扱った学校の割合や教職員研修や講演等で扱った学校の割合の情報提供も行っている。
 - ・人権学習において取り組んだ人権課題（ ）はH30データ

女性（DV）	34%（32%）
女性（男女共同参画）	71%（66%）
女性（その他）	28%（29%）

 ※H30以前は、「女性の人権」というカテゴリーで調査している
 - ・教職員研修における人権課題の取組状況（ ）はH30データ

女性（DV）	25%（29%）
女性（男女共同参画）	38%（36%）
女性（その他）	16%（22%）

 ※H30以前は、「女性の人権」というカテゴリーで調査している
- ・学校において取り組んだ人権課題「DV」、「男女共同参画」は、増加している。
- ・教職員研修において取り組んだ人権課題「DV」は減少し、「男女共同参画」は増加している。

2. 課題

○「男女の地位の平等感」

(令和元年度男女共同参画に関する県民の意識・実態調査 P5～7、P22～45)

分野	H26			R元			増減		
	男性 優遇	平等	女性 優遇	男性 優遇	平等	女性 優遇	男性 優遇	平等	女性 優遇
1 家庭生活で	60.3	32.6	6.3	55.4	36.0	6.1	▲4.9	+3.4	▲0.2
2 職場で	61.7	28.4	7.7	53.8	31.5	7.3	▲7.9	+3.1	▲0.4
3 学校教育の場で	23.6	68.2	3.6	22.4	63.3	3.9	▲1.2	▲4.9	+0.3
<u>4 政治の場で</u>	85.2	12.0	1.6	75.7	<u>16.1</u>	1.8	▲9.5	+4.1	+0.2
5 法律や制度上で	46.7	42.7	8.6	48.3	38.1	6.5	+1.6	▲4.6	▲2.1
<u>6 社会通念上・ 習慣・しきたりで</u>	83.0	13.4	2.4	77.1	<u>14.8</u>	2.7	▲5.9	+1.4	+0.3
7 地域活動で	56.4	33.9	8.5	53.7	35.2	6.5	▲2.7	+1.3	▲2.0
<u>社会全体で</u>	79.5	15.7	4.1	<u>76.3</u>	<u>15.7</u>	4.0	▲3.2	±0	▲0.1
<u>7分野平均</u>	59.6	33.0	5.5	55.2	<u>33.6</u>	5.0	▲4.4	+0.6	▲0.5

→ 「1 家庭生活」、「2 職場」、「4 政治の場」など、特定の分野における男女の地位の平等感が高まったが、「社会全体」でみた場合や「4 政治の場」、「6 社会通念・慣習・しきたりなど」においては、依然として不平等感が強い。

社会全体でみた男女の平等感については、依然として男性優遇の意識が7割を超えている。

○「男は外で働き、女は家庭を守る」というような固定的な性別による役割分担の考え方 (令和元年度県政世論調査 P66)

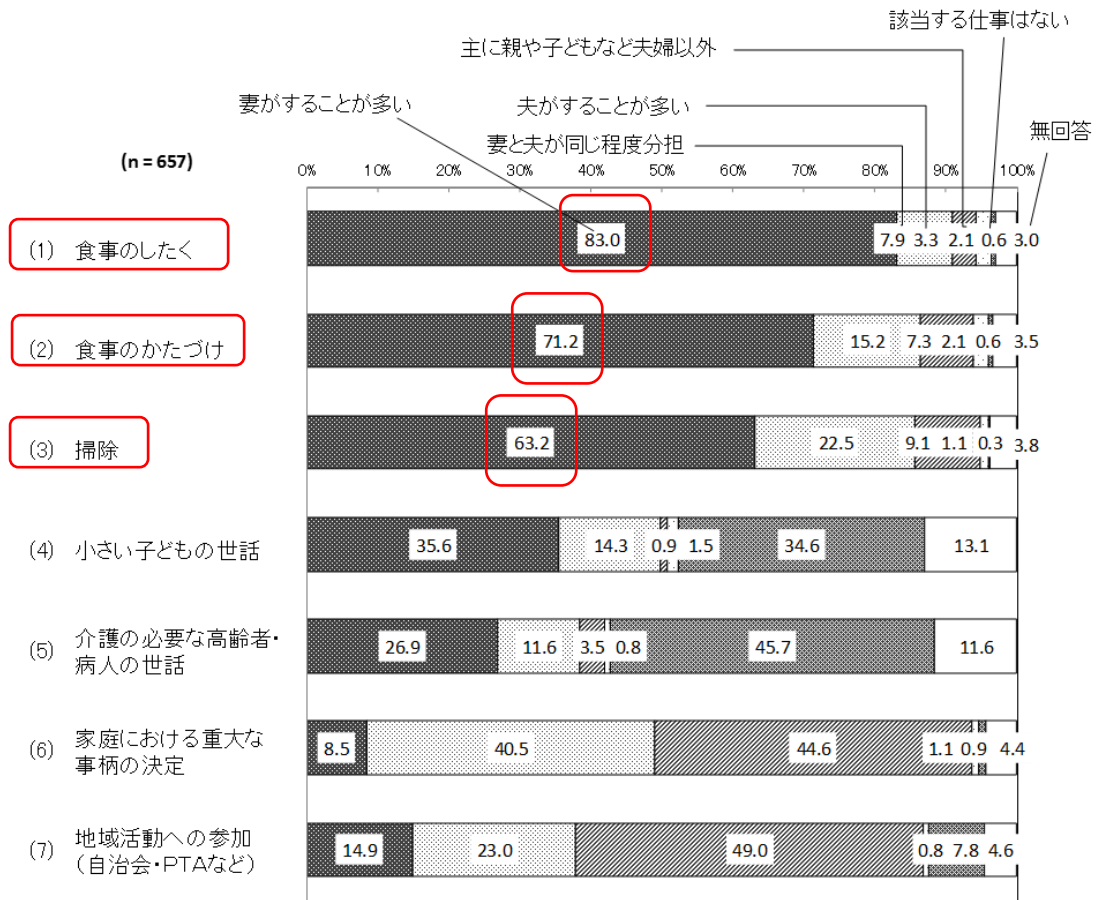
	H27	R元	増減
そう思う	4.2%	2.4%	▲1.8%
どちらかといえばそう思う	20.9%	19.2%	▲1.7%
<u>どちらかといえばそう思わない(※)</u>	26.8%	<u>26.9%</u>	+0.1%
<u>そう思わない(※)</u>	44.9%	<u>50.3%</u>	+5.4%
無回答	3.1%	1.3%	▲1.8%

※否定的な人の割合 71.7% → 77.2%

年代別	H27	R元	増減
18～19歳	—	84.7%	
<u>20代</u>	77.5%	<u>87.1%</u>	<u>+6.1%</u>
30代	81.0%	80.8%	▲0.2%
40代	76.2%	83.0%	+6.8%
50代	81.9%	79.3%	▲2.6%
60代	72.0%	81.6%	+9.6%
<u>70代</u>	58.7%	<u>66.4%</u>	<u>+7.7%</u>

○ 「家庭の中での担当」

(令和元年度男女共同参画に関する県民の意識実態調査 P14～15、P120～127)



→ 固定的な性別役割分担意識について否定的な人の割合は上昇したが、目標数値には届いていない。

固定的な性別役割分担意識について、年代別に見ると、20代、40代、60代、70代において、否定的に考える人の割合が上昇したが、70代が一番低い。

依然として「食事のしたく」「食事のかたづけ」「掃除」は妻が担う仕事となっており、特に男性に向けた意識啓発等の取組の強化が必要である。

3. 今後の方向性

- 男女共同参画社会に関する認識やその意義について理解を深めるため、広報・啓発等の活動を推進する。特に、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発や、子どもに対する男女共同参画にかかる教育を一層図っていく。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が仕事、家庭生活、地域活動において等しく責任を分かち合いながら、調和の取れた、充実した生活を送ることができるようにするため、これまでの働き方を見直し、改善していくための取組みを推進する。

【重点目標・施策の方向性】

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成

1. ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着

重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援

1. 子育てや介護の支援と就業環境の整備

	目標項目	計画策定時の 現状値 (H27)	現状値 (R元)	目標値 (R2)
再掲	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	72%	77.2%	80% (R元)
3	育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合	89.5% (H26)	89.0% (R元) ※R2 調査中	100%
4	育児休業制度を利用した人の割合	34.0% (H26)	34.7 (H29) ※R2 調査中	40.0%
5	介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合	83.7% (H26)	81.8% (H29) ※R2 調査中	100%
6	介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合	2.5% (H26)	34.7 (H29) ※R2 調査中	10.0%
7	こころカンパニー認定企業数	256 企業	324 企業	440 企業

1. これまでの取組と成果

【重点目標3】ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成

- 男性の家事・育児参画促進事業として、「しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン」、フォーラムやセミナーの開催、「家事川柳」の募集、企業における男性の家事・育児促進のためのリーフレットの作成、若者に向けたリーフレットの作成などを行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図った。

【重点目標4】ワーク・ライフ・バランスの取組支援

- 出産後に職場復帰した従業員を3か月以上雇用している中小・小規模事業者等に奨励金を支給し、育休を取得しやすく復職しやすい職場づくりを推進した。
 - ・申請数 H28年度：401件、H29年度：576件、H30年度：711件、R元年度：640件
 - ・当奨励金が出産を機に離職する従業員を減らすのに効果があると回答した企業が約6割（H30.7「雇用政策課 奨励金支給先企業アンケート」）
 - ・出産と育児を理由に離職した者の割合が減少した。
H24:8.4%(全国33位) → H29: 4.9%(全国4位) (H29 総務省「就業構造基本調」)

- 従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立ができる職場づくりを推進する企業を「こっころカンパニー」として認定し、県の各種融資制度や入札制度の優遇を行った。
 - ・数値目標7：こっころカンパニー認定企業数
- 積極的に育児に参加するイクメンや、従業員の子育てに理解を示し、仕事の効率の向上や自らの仕事と私生活を楽しむことができるイクボスを増やすための取組を実施した。
 - ・イクメン・イクボス推進キャンペーンを実施
H28：キャッチコピーの募集・ポスターの作成
 - ・「イクメン・イクボスセミナー」の実施 H29：290名、H30：252名
 - ・イクボス表彰の実施 H29：6名
- 放課後児童クラブ施設整備支援や、放課後児童支援員や放課後子ども教室のコーディネーター等を対象とした研修会を実施してきた。施設整備支援等により、児童クラブ数、登録児童数ともに増加。
 - ・クラブ数 H27：208クラブ ⇒ R元：235クラブ（+27クラブ）
 - ・登録児童数 H27：7,212人 ⇒ R元：8,920人（+1,708人）
- ワークライフバランスやその他労務管理全般に関することについて、専門的な知識を有するアドバイザーを県内中小企業へ派遣し、働きやすい職場環境の整備を促進した。
 - ・派遣先 H28：32事業所、H29：23事業所、H30：40事業所、R元：45事業所

2. 課題

- 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について
(令和元年度男女共同参画に関する県民の意識・実態調査 P12～13、P101～108)
<希望>

	H26	R元	増減
①「 <u>仕事</u> 」	7.8%	4.4%	▲3.7%
②「家庭生活」	14.5%	20.4%	+5.9%
③「地域・個人の生活」	3.8%	3.6%	▲0.2%
④「 <u>仕事</u> 」と「 <u>家庭生活</u> 」	39.5%	33.7%	▲4.0%
⑤「仕事」と「地域・個人の生活」	5.6%	5.6%	±0%
⑥「家庭生活」と「地域・個人の生活」	8.7%	9.0%	+0.7%
⑦「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」	19.5%	19.6%	+0.1%
⑧ 無回答	0.7%	3.7%	+3.0%

<現実>

	H26	R元	増減
①「 <u>仕事</u> 」	29.6%	24.2%	▲5.4%
②「家庭生活」	20.4%	22.4%	+2.0%
③「地域・個人の生活」	4.0%	4.0%	±0
④「 <u>仕事</u> 」と「 <u>家庭生活</u> 」	23.7%	25.2%	+1.5%
⑤「仕事」と「地域・個人の生活」	5.7%	4.9%	▲0.8%
⑥「家庭生活」と「地域・個人の生活」	7.4%	7.5%	+0.1%
⑦「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」	8.5%	7.8%	▲0.7%
⑧ 無回答	0.7%	3.9%	+3.2%

<現実と希望とのギャップ> (R2)

	希望	現実	差
①「 <u>仕事</u> 」	4.4%	24.2%	+19.8%
②「家庭生活」	20.4%	22.4%	+2.0%
③「地域・個人の生活」	3.6%	4.0%	+0.4%
④「 <u>仕事</u> 」と「 <u>家庭生活</u> 」	33.7%	25.2%	▲8.5%
⑤「仕事」と「地域・個人の生活」	5.6%	4.9%	▲0.6%
⑥「家庭生活」と「地域・個人の生活」	9.0%	7.5%	▲1.5%
⑦「 <u>仕事</u> 」と「 <u>家庭生活</u> 」と「 <u>地域・個人の生活</u> 」	19.6%	7.8%	▲11.8%
⑧ 無回答	3.7%	3.9%	

→ 「仕事」のみを優先している割合が、希望より現実で約2割多くなっており、希望と現実が乖離している。

○ 女性の働き方と働きやすさについて

(令和元年度男女共同参画に関する県民の意識・実態調査 P9～10、P81～91)

	H26	R元	増減	全国
就労継続型 「子どもができて、ずっと仕事を続ける」	54.5%	53.1%	▲1.4%	61.0%
中断・再就労型 「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」	31.1%	26.5%	▲4.6%	20.3%

	H26	R元	増減
働き続けにくい	70.3%	65.6%	▲4.7%
働き続けやすい	28.6%	31.3%	+2.7%

→ 約半数の方が就労継続を希望している。

「働き続けにくい」とする回答は、H26と比較して4.7%改善されたが、まだ約6割半の方が「働き続けにくい」と認識している。

○ 女性が働き続ける上での障害について（複数回答）

(令和元年度男女共同参画に関する県民の意識・実態調査 P11、P92～100)

	H26	R元	増減
①「 <u>育児施設が十分でない</u> 」	65.4%	61.4%	▲4.0%
②「 <u>短期契約、パートタイム、臨時雇い</u> 」	53.1%	52.4%	▲0.7%
③「 <u>長時間労働や残業がある</u> 」	37.9%	41.3%	+3.4%
④「介護施設が十分ではない」	39.0%	35.9%	+3.1%
⑤「結婚・出産退職の慣行がある」	50.0%	35.4%	▲14.6%

○ 女性が働き続けやすい職場に必要な事項（複数回答）

(令和元年度島根県企業向けアンケート調査 P34)

	男性	女性
「 <u>育児や介護のための休暇制度を充実させる</u> 」	52.1%	56.5%
「 <u>休暇制度などを活用しやすい雰囲気をつくる</u> 」	39.3%	44.9%
「 <u>出産や介護による離職後の職場復帰支援を充実させる</u> 」	51.1%	42.4%
「 <u>定時退社を推進する</u> 」	31.8%	36.9%

→ 「結婚・出産退職の慣行がある」が大幅に減少しており、会社の女性が働き続けることに対する理解が進んだことが分かる。

一方で、女性が働き続けるためには、育児・介護施設の充実、長時間労働の是正、不安定な雇用形態の改善、育児・介護休暇制度の充実、休暇取得に向けた職場での雰囲気づくりなどが重要となる。

<事業ごとの課題>

【重点目標3】ワーク・ライフ・バランスの醸成

- 男性が家事・育児を行うことが当たり前になっていないこともあり、女性に比べ男性の家事関連時間が6分の1と少なく、女性に負担がかかっている現状がある。
 - ・ 6歳未満の子どもを持つ世帯の1日の家事・育児・介護時間
男性 69分 ⇔ 女性407分（平成28年社会生活基本調査）
- また、ワーク・ライフ・バランスの取組が企業の生産性や業績の向上につながるものが企業に対して周知しきれていない。

【重点目標4】ワーク・ライフ・バランスの取組支援

- 約6割の企業が、出産後職場復帰奨励金が出産を機に離職する従業員を減らすのに効果があると回答している一方で、奨励金の制度周知が不十分であることから、制度の活用に向けて周知を図っていく必要がある。また、子育てしやすい職場づくり奨励金について、より働きやすい職場環境づくりが進む支援策となるよう、状況に応じて柔軟に制度見直しを行っていく必要がある。
- 認定企業が一部の企業・業種にとどまっており、こころカンパニーの認定申請があまり増加していない。
- 男性が家事・育児を行うことが当たり前になっていないこともあり、女性に比べ男性の家事関連時間が6分の1と少なく、女性に負担が偏っている現状がある。
 - また、男性の家事・育児への参画を進めるためには、働く環境の改善、経営者等の意識に働きかけの必要がある。
- 保育所等の待機児童については、4月1日現在で、平成29年度に119人生じたが、令和元年度、2年度は0人となっている。ただし、10月1日現在では、令和元年度に48人と、市部を中心に解消されていない。
- 病児保育については、実施場所（保育所、病院等）の確保、看護師や保育士の従事者確保が難しい。
- 児童クラブの多くが開所時間平日18時頃まで、夏休みなどの学校の長期休業期間中は8時以降となっており、クラブへの送迎に係る保護者の負担が大きい。
 - 利用希望に対応できず、待機児童が発生している市町村がある。
- 働き方改革関連法の施行に伴い、アドバイザー派遣を希望する企業数が増加するなど職場環境改善・働き方改革に対する問題意識・関心は高まってきているが、依然として関心の低い企業も存在する。

3. 今後の方向性

- 家庭、職場、地域において男女共同参画を推進するため、より一層、仕事と家庭生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解促進に取り組む。
- 今後も、職場における男女に均等な雇用環境の整備を進めるとともに、育児休業制度、介護休業制度等の充実と、それを十分に活用できる職場環境づくりや意識改革を進める。
- 女性が働き続けていくことのできる環境づくりのため、引き続き子育て環境の整備や介護サービスの充実に取り組む。
- 女性の活躍推進の観点から、地域や職場で活躍する意欲を持つ女性を支援できる環境の整備を推進する。

- 新型コロナウイルス感染症による社会的な影響も考慮しつつ、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークや、子育てしやすい職場づくりを促進するための時間単位での有給休暇制度や短時間勤務制度の導入を推進する。

基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

将来にわたり活力に溢れた社会を構築するため、女性活躍推進法の趣旨を踏まえながら、社会のあらゆる分野における活動に男女が平等で参画でき、その個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組む。

【重点目標・施策の方向性】

重点目標 5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

1. 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
2. 市町村、企業、団体等における取組みの促進

重点目標 6 職場における男女共同参画の推進

1. 人材育成とネットワークづくり

重点目標 7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

1. 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
2. 農林水産業等における女性の経済的地位向上の推進
3. 地域活動における男女共同参画の推進
4. 防災対策における男女共同参画の推進
5. だれもが安心して暮らせる環境の整備

	目標項目	計画策定時の 現状値 (H27)	現状値 (R 元)	目標値 (R2)
8	県の審議会等への女性の参画率	40.5%	47.2% (R2.4)	50%
9	県職員の管理職に占める女性の割合 (病院職員、教育職員、警察職員を除く)	7.9%	12.4% (R2.4)	12.0%
10	係長以上の役職に女性を登用している 事業所の割合	60.3% (H26)	66.3 (H29) ※R2 調査中	65.0%
11	しまね女性の活躍応援企業登録企業数	—	244 企業 (H28～R 元)	275 企業 (H28～R2)
12	家族経営協定締結数	191 (H26)	214 経営体 (R2.3)	221
13	農業委員に占める女性の割合	6.4% (H26)	12.6%	9.4%
14	しまね女性ファンドを活用した新規の 活動件数	125 件 (H22～H26)	99 件 (H27～R 元)	140 件 (H27～R2)

1. これまでの取組と成果

【重点目標 5】政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

○ 県の政策・方針決定過程において女性の意見を反映してくため、全庁において審議会等への女性の参画促進、県職員の管理職登用に取り組んだ。

- ・数値目標 8 県の審議会等への女性の参画率
- ・数値目標 9 県職員の管理職に占める女性の割合
(病院職員、教育職員、警察職員を除く)

H27 : 7.9%、H29 : 8.9%、H30 : 10.5%、R 元 : 11.0%、R2 : 12.4%

- 研修会などを活用して、女性をはじめ多様な人材が活躍できる職場環境づくりを推進するために企業や団体の役員等や担当へそれぞれの職位に応じた働きかけを行った。
 - ・経営者向けセミナー（H28～）
 - ・管理職向けセミナー（H29～）
 - ・人事担当者交流会（H30）
 - ・女性活躍担当者交流会（H30）
 - ・先進企業視察付きセミナー（H30～）

【重点目標6】職場における男女共同参画の推進

- 一般事業主行動計画の策定に関するセミナーを開催するとともに、計画策定に取り組む企業、団体に対してアドバイザーを派遣し、計画作成の支援を実施した。
 - ・H28～R元 行動計画策定支援件数 145件
 - フォローアップ件数 112件
- 女性活躍の推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業登録企業」として認定することで、企業・団体の魅力アップの支援を行った。また、「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こころカンパニー）」で従業員300人以下の企業が一般事業主行動計画に記載された数値目標に係る取組を実施するための必要な経費について、「しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金」にて支援を行った
 - ・数値目標11 しまね女性の活躍応援企業登録企業数
 - ・しまね女性の応援環境整備支援事業費補助金 交付件数 H28～R元：104件
- 「しまね働く女性きらめき応援会議」と協働してセミナー等を開催した。
 - ・女性の活躍推進セミナー（全3回）（H28～）
 - ・女性リーダー研修・ネットワーク交流会（H28～）
 - ・女性活躍のための管理職向けセミナー（H29～）
- 建設産業への女性の入職促進と定着のため、女性技術者による出前講座、女性技術者の活動をPRするカレンダー製作、女性技術者交流会の実施等を支援した。
 - ・実施主体：女性技術者・業界団体・行政等で構成される「しまね建設女子魅力向上委員会」
 - ・県内高校卒業者のうち建設業へ就職した女子生徒数
H23～27年度卒平均：11.4人 ⇒ H28～30年度卒平均：24.3人 増加傾向
- 経済団体をはじめとした関係団体や行政機関で組織する「しまね働く女性きらめき応援会議」を設置し、女性の活躍を官民一体となって推進した。
 - ・しまね働く女性きらめき応援会議（H28～）年1回開催
 - ・しまね働く女性きらめき応援会議ワーキングチーム会議（H28～）

【重点目標7】地域・農山漁村における男女共同参画の推進

- 協同農業普及事業の中で、新規就農者の営農開始時等に農業経営の確立のための家族経営協定締結等を推進した。
 - 数値目標12：家族経営協定締結数
- 島根県農業会議と連携を図り、各種研修等を行うことで女性農業委員の登用促進を働きかけた。
 - 数値目標13：農業委員に占める女性の割合
- 森林組合の女性職員で構成される「女性ネットワークの会」の研修会において、国や県の森林・林業施策や森林組合のマネジメントに必要な知識などを情報提供し、森林組合経営への参画意識の醸成に努めた。近年では、森林組合において課長等に登用される女性職員が増加し、森林組合の業務運営に女性の参画が一般的となった。
- 漁協や市町村と連携しつつ、水産振興審議会ほかでの女性委員登用促進を図り、水産業の振興へ女性の意見が積極的に反映されるよう取り組んだ。

- 地域における男女共同参画を推進するため、毎年度、市町村と連携し、男女共同参画サポーターの養成研修を実施した。また、H31年度には、男女共同参画の推進に熱意と見識を有する者をアクティブサポーターとして委嘱する制度を創設した。
 - ・研修の開催 H28～R2 毎年度5～6回 延べ448名
 - ・男女共同参画サポーター 114名
(うち アクティブサポーター 5名)
- しまね女性ファンドを活用して、地域における女性の自主的な活動の拡大や人材育成を図った。
 - ・数値目標 14 しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数
- コミュニティソーシャルワーカーによる地域福祉活動の推進により、多様な困難を抱える女性への支援に繋がった。また、現在のコミュニティソーシャルワーカー494名の中でも、女性が約半数を占め、女性の活躍の場を促している。
- 男女共同参画の視点からの防災・減災を進めるため、研修会を実施した。
 - ・自主防災組織リーダー研修会の参加者
H28：47名、H29：59名、H30：47名、R元：33名
 - ・市町村と共催で開催した防災講座の参加者
H28：40名、H29：29名、H30：54名（2回）、R元：44名

2. 課題

【重点目標5】政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- 県の審議会等への女性の参画率は、目標数値に達しておらず、引き続き各部局への働きかけが必要である。
- 県職員の管理職に占める女性の割合は目標値を達成したが、令和元年度に改定した島根県特定事業主行動計画（令和2～6年度）に基づき、次なる数値目標である15%の達成に向けて、引き続きキャリア形成支援、仕事と家庭の両立ができる環境整備などを図っていく。
- 市町村における審議会の女性の参画率は3割に満たない状況である、会議等を通じて、市町村への一層の働きかけを行っていく必要がある。
 - ・H28：27.1%、H29：26.1%、H30：26.1%、R元：25.4%、R2：25.8%

【重点目標6】職場における男女共同参画の推進

- 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合は少しずつ高まっている。
一方で、平成29年就業構造基本調査（総務省）によると、全業種における管理的職業従事者に占める女性の割合は、全国平均14.8%、島根県15.2%（全国20位）となっており、今後も女性の登用に向けた取組を推進していく必要がある。
- 仕事と生活の両立に対する不安などから、管理職になりたいと思う女性が少ないため、女性の労働力率や、正社員の割合に比べて、管理的職業従事者に占める女性の割合が低いため、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の家事・育児・介護参画の促進を図っていく。

管理職になりたくない理由（複数回答）

（令和元年度島根県企業向けアンケート調査 P40）

	男性	女性
責任が重くなるのが嫌だから	56.0%	<u>49.9%</u>
自分の能力に自信がないから	37.2%	<u>44.8%</u>
仕事と家庭の両立が困難だから	13.6%	<u>34.8%</u>
今のままで不満はないから	34.6%	<u>34.8%</u>

- 女性活躍の推進に取り組むことにより、人材の定着や生産性の向上につながるが、県内企業に十分知られていないこともあり、女性活躍に取り組む企業は増えつつあるが、県内企業数からすると一部にとどまっている。
- 就職を理由とする人口増減（18歳～19歳）は男性の社会減が多いが、（20歳～24歳）は女性の社会減が多い。高校生、大学生等に県内企業の情報が十分に伝わっておらず、県内企業に対する理解が不足している。
- 建設業就業者に占める女性の割合が14.2%（H27国勢調査）と、他産業と比べて女性参加が進んでいない。今後は、建設業へ就職した若年女性が就労を継続するための労働環境整備を進めていく。
- 農業経営の確立のための家族経営協定を推進しているが、一方で経営の将来ビジョンを明確にし、経営の発展をより目指す法人化を近年強く推進している。この法人化によって経営に参画する構成員の役割分担や従業員の就労条件が明確になることから、改めて家族経営協定を締結することが不要となってきた。
- 市町村農業委員会によって女性農業委員の割合に差があり、個別で見ると目標に達していない農業委員会があることから、島根県農業会議と連携し、各市町村農業委員会への研修などにおいて、周知・強化を図る。
- 高齢化により男女共同参画サポーターの人数の減少傾向にある。また、サポーターの役割や活動内容が広く県民に周知されておらず、サポーターのモチベーションの低下が懸念されている。
- しまね女性ファンドの新規申請件数が減少している。今後は補助事業の基準等も検討していく必要がある。
- 避難所の運営における女性の参画が十分ではない。また、市町村に対し防災会議委員への女性の登用を依頼しているが、関係機関によっては女性が少なく、女性の登用が難しい状況がある。
 - ・ 防災会議における女性の参画率（R2.4.1現在）

県	40.3%	（H31.4.1現在の都道府県平均	16.0%）
市町村	8.5%	（H31.4.1現在の全国市町村平均	8.7%）

3. 今後の方向性

- 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会を実現するため、今後も女性の政策・方針決定過程への参画を一層推進する。
- 女性がライフステージに応じ、様々な分野で活躍できるよう、キャリア形成の支援やロールモデルの普及啓発を行い、女性が進出しにくかった分野においても就業や起業を実現できるように支援を行う。
- 企業等で女性が多様な職種での能力の向上や、管理職等としての活躍、キャリアアップを実現することができるように支援を行う。
- また地域においては、魅力ある地域づくりや次世代を担う人づくりを女性自らが企画し、実践しやすい環境づくりが進むように支援を行う。
- 全国各地で頻発する大規模災害を受けて、防災の現場における女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の地域防災活動において女性の視点が反映されるよう、取組の強化を図る。

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

男女の個人としての尊厳を確立するため、あらゆる暴力の根絶に努める。

また、男女がお互いの身体的特質を理解し、支えながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりに努める。

【重点目標・施策の方向性】

重点目標 8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進
2. 性犯罪等への対策の推進
3. ハラスメント防止対策の推進

重点目標 9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

1. 思春期・若年期における健康づくり
2. 妊娠・出産などに関する健康支援
3. 中高年期における健康づくり

	目標項目	計画策定時の 現状値 (H27)	現状値 (R元)	目標値 (R2)
15	DV相談支援センターの認知度	40.5%	44.9% (R元)	80.0% (R元)
16	特定健康診査受診率	47.4% (H25)	53.9% (H29)	70.0% (H29)
17	10代の人工妊娠中絶率 [女子人口千人比]	4.3 (H25)	2.6 (H30)	4.0以下

1. これまでの取組と成果

【重点目標 8】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- 「女性に対する暴力をなくす運動」の重点的な啓発活動として、県内7圏域における街頭活動の実施、県民向け公開講座の開催等を行った。また、新聞や市町村の広報誌等においてもDVは重大な人権侵害にあたり、社会全体で取り組むべき問題であることを周知した。
- 相談担当職員の資質や専門性向上のための専門研修、事例検討会等を実施した。
 - ・ H28～R元の研修内容
民間支援団体、精神科医、臨床心理士、専門機関の支援員等を講師に招いて実施。
～テーマ～
相手に寄り添う話の聴き方、別れたいけど別れられないDV被害女性への支援、若年女性への支援、大人（女性）の発達障がいへの理解と対応、虐待を受けた子どもと母親の心のメカニズムと関わり方、困難を抱える女性への支援（精神科医の視点から）など
- DV相談窓口を広く県民に周知するため、DV相談啓発カードを行政機関、図書館、病院等の公共施設の化粧室に設置した。
 - ・ 数値目標 15 DV相談支援センターの認知度
- 出張相談、巡回相談や弁護士相談・精神科医などの専門相談を行うとともに、被害者の心理的ケアのため、心理職員による継続的なカウンセリングを実施した。
 - ・ 弁護士相談 H28～R元 78件
 - ・ 心理面接 H28～R元 539件（実人員155名）

- DV被害者を一時保護するに当たっては、安全に保護できる場所について検討した上で、移送についても場合によっては警察と連携するなどDV被害者の安全を確保できる対策を取った。
- DV被害者の性別や年齢及び心身の状態等多様な状況に応じた適切な一時保護を行うため、民間シェルターや社会福祉施設等の一時保護委託契約先の拡充を図った。
- 市町村相談窓口における一元的（ワンストップ）対応の体制づくりについて会議等において働きかけたり助言を行い、全市町村において一元的（ワンストップ）相談体制が整備できたことや、県や市町村、民間団体等の相談対応者への研修等の機会が提供できたことは、被害者支援の体制強化につながった。
- 各種ツールを使用した情報発信を実施（R1実績：メール209回、ツイッター194回）するとともに、街頭防犯カメラの設置、パトロール活動の実施など、女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害から守るための環境整備を実施した。
- 毎年、性犯罪指定捜査員を指定し、性犯罪捜査員や女性警察官等を対象とした性犯罪捜査に関する研修会を実施することで、被害者からの事情聴取要領、病院への付添要領、資料採取要領等について教養し、性犯罪捜査員等の育成と知識の向上を図っている。

【重点目標9】生涯を通じた男女の健康づくりの推進

- 性に関する指導は、エイズ、性感染症や望まない妊娠の予防など発達段階に応じて性行動のリスクについて正しく理解する必要がある、全体指導や個別指導で医師等の専門家と連携して取り組んだ。
 - ・数値目標 17 10代の人工妊娠中絶率
 - ・専門医等を派遣し、講演会を実施した学校数 62校（R元年度）【再掲】
 - ・学校が専門医に電話相談等をした件数 126件（R元年度）
- 島根県たばこ対策指針に基づき推進している受動喫煙防止や禁煙サポート等について、学校や事業所向け啓発チラシの配布、関係機関と連携して「たばこ対策取組宣言事業所」、「たばこの煙のない飲食店」、「禁煙支援薬局」等の登録拡大などにより取り組んだ。

さらに、望まない受動喫煙防止対策を推進する目的で健康増進法が改正（完全施行R2.4.1）されることに伴い、新しい喫煙ルールについての啓発等に取り組んだ。
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を提供するための総合相談窓口である「子育て世代包括支援センター」の全市町村設置をすすめた。また、これらに従事する市町村等の母子保健従事者向けに研修会を開催し、資質向上を図った。
 - ・県内市町村における子育て世代包括支援センター設置状況
（令和元年度末時点：13市町村 令和2年10月1日現在：全市町村設置済み）
 - ・令和元年度母子保健従事者研修会
（乳幼児健康診査の精度向上、妊娠期からの切れ目のない支援をテーマとした講演・事例検討を実施。参加者：72名）
- 不妊や不育に関する専門相談窓口として、不妊専門相談センターを開設し、不妊や不育をめぐる自己決定等の支援を行った。

特定不妊治療費について、治療費の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を行った。

また、男性の不妊治療への参加を促すため、男性不妊検査費助成事業を創設し、男性不妊検査にかかる費用の一部を助成した。

 - ・不妊専門相談センター相談件数
（H28：140件 H29：117件 H30：72件 R元：61件）
 - ・特定不妊治療費助成件数
（H28：838件 H29：835件 H30：830件 R元：773件）
※H30年度以降は中核市（松江市）による助成件数を含む

- ・男性不妊検査費助成件数
(H28:60件 H29:74件 H30:47件 R元:54件)
- 県及び圏域における「地域・職域連携健康づくり推進協議会」や「糖尿病対策連絡会」等を開催し、保険者や労働局等の関係機関と連携のうえ啓発チラシの配布をするなどして生活習慣病予防への啓発に取り組んだ。
また、健康づくりや健康経営の取組を進める事業所を支援する「しまね☆まめなカンパニー」登録事業の事業所拡大に取り組み、メールマガジン等により啓発に取り組んだ。
- ・数値目標 16 特定健康診査受診率

2. 課題

【重点目標 8】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- 県民のDVや児童虐待に対する正しい理解を促進するとともに、早期から暴力を生まない環境の重要性を意識することができるよう、特に若年層に対するDV予防教育の強化、充実を図る必要がある。
- また、悩みや困ったことが生じたときには気軽に相談でき、また周囲に相談することで専門機関につながるができるよう、相談窓口の周知を広く行う必要があるが、周知対象に応じた効果的な周知方法を工夫する必要がある。
- 外国人や若年層に対し必要時に的確な相談窓口につながるよう、SNS等での安全な相談受付についても研究していく必要がある。
- DV相談対応者や関係者は、被害者一人ひとりの実情とニーズを正確に把握し、被害者とともに問題解決に取り組むため、より専門的な知識や技術等を備える必要がある。
(青少:90)
- DV被害者の抱える問題は複合的であるため、単一の機関や制度のみでは解決できない。DV被害者支援に関わる窓口や機関が、DV被害者と必要な支援について理解を深めるとともに、被害者の立場に立った継続的な支援が適切かつきめ細かに実施される相談支援体制作りが必要である。
- DV被害者や同居人の生活に密着している市町村においては、被害者のニーズを丁寧に紐解くと同時に隠れた問題をも見い出し、それぞれのニーズや問題に応じて市町村が有する資源・支援策を有機的に結びつけコーディネートする技量が必要であり、県は市町村の相談体制強化に向けて助言やスーパーバイズを行うとともに、役割分担をして支援を行う必要がある。
- 児童虐待とDVが密接に関連していることを踏まえて、DV対策に関わる専門機関と児童相談所や市町村要保護児童地域対策協議会等との更なる連携の強化を諮る必要がある。
- 配偶者等からの暴力事案は、依然として横ばいで推移しているため、継続して関係機関と連携し、加害者対策としてのカウンセリング等を推進するなど、被害の未然防止を図る必要がある。
- 相談件数の顕著な伸びが窺えず、被害後のダメージを抱え込んだまま孤立している被害者の顕在化が懸念される。性暴力に特化したワンストップ支援センターの周知を図り、被害直後からの総合的な支援に努める必要がある。

【重点目標 9】生涯を通じた男女の健康づくりの推進

- 医師等の専門家と連携した性に関する指導は効果的ではあるが、令和元年度で中学校 80.0%、高等学校 86.6%で100%になっていない。また、医師などの専門家に電話相談等ができる窓口の認知が学校全体で広がっていない状況にある。
- 喫煙率は、男性が30.7%(H22)から27.4%(H28)、女性が7.0%(H22)から4.4%(H28)と減少しており、関係機関と連携した取組の成果である。

一方で、男性の30～50歳代の喫煙率が他の年代と比べて高く、40～50歳代では禁煙意欲が低い状況である。また、女性においては、20歳代のみが喫煙率が上昇していることから、さらなる啓発等が重要である。

- 産後うつ等をはじめとするメンタル面での支援を必要とする妊婦が増えており、関係機関の連携による早期からの支援が求められている。
- 市町村国保の特定健診受診率は、42.7%(H26)から45.4%で全国6位(H30)、特定保健指導実施率は、15.8%(H26)から28.2%で全国30位(H30)と、年々上昇していることから生活習慣病予防に関する意識は高まってきていると考えられるが、特定保健指導の実施率は全国と比べて低い状況が続いており、疾病の予防と重症化予防のための生活習慣の改善に向けた取組が必要である。また、県全体の特定健診受診率は、53.9%で全国14位(H29)、特定保健指導実施率は21.6%で全国19位(H29)である。

3. 今後の方向性

- 男女の個人としての尊厳を確立するために、引き続きあらゆる暴力の根絶に向けて取り組む。
- 若年層への教育や、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発の充実を図る。
- 被害者の立場に立った相談から自立までの切れ目のない支援を行うとともに、DV及び児童虐待の専門機関等の連携など、関係機関等の連携強化に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う家庭内暴力の増加や深刻化なども懸念されることから、その対応に向けて相談体制の充実を図る。
- 人生100年時代の到来に向けて、男女がお互いの心身及び健康について理解を深めつつ、生涯を通じて健康で過ごせるように、包括的かつライフステージに応じた健康支援を行う。